

JCA主催大会における審判長及び副審判長選考要領

(目的)

第1条 この要領は、(公社)日本カーリング協会(以下「協会」という。)が主催する競技大会の審判長及び副審判長の選考方法等を定めるものとする。

また、あわせて公認審判員の血縁関係者がチーム関係者として出場している場合の審判活動・職務について定める。

(選考の時期、選考方法)

第2条 JCA主催大会の審判長及び副審判長は、毎年開催されるA級公認審判員研修会(以下「研修会」という。)においてA級公認審判員を対象に協議され決定する。

ただし、上記決定方法で合意できない場合、審判部長の裁定で決定する事とする。

(選出の公平性)

第3条 審判長・副審判長の選出にあたり、審判派遣は居住地(各ブロック)が偏らないような配慮をした選考とし、正副審判長の男女比率についてもできるだけ均等な人数にすることを目標に公平性をはかる。

(血縁関係者が出場している場合)

第4条 直系親族(3親等以内)がチーム関係者として出場している場合、JCA主催大会の審判長及び副審判長の職務を行うことは出来ない。

(その他)

第5条 次の各号に該当する場合は、競技委員会審判部にて審判長及び副審判長を決定し、競技委員会に報告するものとする。

- (1) 選考された公認審判員が諸事情により辞退した場合。
- (2) 研修会開催後に、JCA主催大会の開催が決まった場合。

附 則 この要領は令和3年10月 7日から施行する。